

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書  
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒  
届出者住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地		名 称	
2	合併法人	所在地		名 称	

- 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。
- 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する(理事、業務執行権を有する社員、取締役)に就任し、かつ、常時従事者である(組合員、社員)(1年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が\_\_\_\_日であり、かつ、農業に農作業に\_\_\_\_日従事します。)となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類(使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類)
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※欄は記入しないでください。

(裏)

使 用 目 的 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から2か月以内です。